工事成績採点表及び考査項目別運用表

平成27年度

呉　　市

㊙

工 事 成 績 採 点 表

件名		請負代金額			
受注者	契約工期	〜	工事の完成期限	完成年月日	

考査項目	細別	監督員					総括監督員等							検査員（中間１）							検査員（中間２）							検査員（完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																												
	Ⅱ．配置技術者	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0																												
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0								+4.0		+2.0		0	-5.0	-10.0	+4.0		+2.0		0	-5.0	-10.0	+4.0		+2.0		0	-5.0	-10.0
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+2.0		+1.0		0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-5.0	-10.0
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0								+2.0		+1.0		0	-3.0	-6.0	+2.0		+1.0		0	-3.0	-6.0	+2.0		+1.0		0	-3.0	-6.0
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																					
3．出来形	Ⅰ．出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0								+9.0	+7.0	+4.5	+2.5	0	-8.0	-16.0	+9.0	+7.0	+4.5	+2.5	0	-8.0	-16.0	+9.0	+7.0	+4.5	+2.5	0	-8.0	-16.0
及び	Ⅱ．品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0								+14.0	+10.5	+7.0	+3.5	0	-10.0	-20.0	+14.0	+10.5	+7.0	+3.5	0	-10.0	-20.0	+14.0	+10.5	+7.0	+3.5	0	-10.0	-20.0
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+4.0		+2.0		0	-3.0		+4.0		+2.0		0	-3.0		+4.0		+2.0		0	-3.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応　※2						0〜+20.0																											
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※3	0〜+8.0																																
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等　※4						+12.0	+9.0	+6.0	+3.0	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点							点							点							点						
評定点（６５点±加減点合計）　※1		①　点					②　点							③　点							③　点							④　点						

7．評定点計	点	○中間検査があった場合：（①　点×0.3＋②　点×0.1＋③　点×0.3＋④　点×0.3）＝　点 ※但し，③（中間）が２回の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合：（①　点×0.3＋②　点×0.1＋④　点×0.6）＝　点
8．法令遵守等　※7		（総括監督員等）点　（検査員（完成））点
9．評定点合計　※8	点	○7．評定点計（　）点　－　8．法令遵守等（　）点　＝　点
所見　※5	（監督員）別紙のとおり	（総括監督員等）別紙のとおり　（検査員）別紙のとおり

※1　各評定点（①〜④）は小数第１位までとする。
※2　工事特性は，当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性，特殊な技術，都市部等の作業環境・社会条件，厳しい自然・地盤条件，長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　評価に当たっては監督員からの報告を受けて，総括監督員等が評価するものとする。
※3　創意工夫は，企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4　社会性等の評価では地域貢献の観点から，加点評価のみとする。
※5　所見は，加減点した内容については必ず記載する。
※6　各考査項目ごとの採点は，監督員は別紙－１，総括監督員等は別紙－２，検査員は別紙－３によるものとし，完成検査の場合は検査員の評定に先立ち，監督員・総括監督員等が記入する。
※7　法令遵守等の評価は，総括監督員等と検査員がそれぞれに行い，減点評価のみとする。
※8　評定点合計は四捨五入して整数とする。

工　事　に　関　す　る　所　見

平成　　年度　　　第　　号

監　督　員	総括監督員等	検　査　員
①　施工体制（施工体制一般・配置技術者）	①　施工状況（対外関係）	①　施工状況（施工管理・工程管理・安全対策）
②　施工状況（施工管理・工程管理・安全対策・対外関係）	②　社会性等（地域貢献）	②　出来形及び出来ばえ（出来形・品質・出来ばえ）
③　出来形及び出来ばえ（出来形・品質）・その他（創意工夫）	③　その他（工事特性・法令遵守等）	③　その他（法令遵守等）

監 督 員 用

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	□ 適切である	□　ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□　　やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目　　　　　　評価値=　0.0% □　「施工プロセス」チェックリストのうち，施工体制一般について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 施工計画書を，工事着手前と変更毎に速やかに提出している。 □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ 施工体制台帳及び施工体系図には，作業分担の範囲も明記されており，施工体系図も現場に掲げられ，現場と一致している。 □ 元請が下請の作業成果を検査している。 □ 緊急指示，災害，事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □ 現場に対して，会社組織(本店や支店)による支援体制を整えている。 □ 工場製作において技術者の配置及び製作体制が確立され，製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □ 品質証明の資料が確認でき，品質証明の時期・確認項目が，工事全般にわたり，よく把握されている。 □ 社内のチェック体制(施工管理・検査・安全パトロールなど）が確保されている。 □ 建設業退職金共済制度について，証紙の購入，下請業者・作業員等への主旨説明，受け払い簿等による配布管理の上，監督員に資料提出・提示等を行っている。 □ 建設業許可票，労災保険関係成立票，施工体系図，緊急連絡表等を公衆に見えやすい場所に揚げ，施工計画書及び現場と一致している。 □ 工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録は，監督員の確認を受けた上で，契約（変更，完成）後１０日以内に行われている。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（14） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工体制一般に関して，監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>1. 施工体制</td><td>Ⅱ配置技術者（現場代理人等）</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">●評価対象項目　　　評価値=　0.0%
【全体を評価する項目】
□ 「施工プロセス」チェックリストのうち，配置技術者について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
□ 書面整理，資料整理が適切に処理されている。
□ 施工等に伴う創意工夫または提案により，品質，出来高，出来ばえの向上に努めている。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が ， 工事全体を把握し適切に管理している。
□ 設計図書の照査が十分で，現場との相違があった場合は，監督員と協議する等の必要な対応を行っている。
□ 監督員への報告・協議等，適時及び的確に書面で行っている。
□ 人的現場条件の変更対応また地元調整等を主体的に行った。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し，整理している。
□ 契約書・設計図書・適用すべき諸基準等を理解し，施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境，気象，地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し，技術的な指導と施工に関する指示を行っている。
□ 明確な根拠に基づいた技術的な判断に優れ，良好な施工に努めた。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が60％以上80％未満・・・c
評価値が60％未満・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（14）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して，監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>2. 施工状況</td><td>Ⅰ 施工管理</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目　　　評価値=　0.0%
□ 契約約款第１８条第1項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い，監督員の承認を受けて施工している。
□ 「施工プロセス」チェックリストのうち，施工管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 施工計画書が，設計図書及び現場条件を反映したものとなっており，速やかに提出している。（当初・変更・追加）
□ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。
□ 現場条件の変化に対して，適切に対応している。
□ 二次製品等の材料搬入時に外観確認が行われている。
□ 工事材料(二次製品・土砂・砕石等)の品質に影響が無いよう保管及び使用している。
□ 日常の出来形管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 日常の品質管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 施工区域(現場内及び資材置き場)，現場周辺の清掃，跡片付けが日常的に行われている。
□ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真が適切に整理されている。
□ 段階確認及びその報告が適時，的確に行われている。
□ 工事打合せ簿等の工事記録の整備が適時，的確になされている。
□ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。
□ 工事全般において，低騒音型 ・低振動型 ・排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ 仮設工事の施工方法及び設置状況が，施工計画書どおり施工されている。
□ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□ 監督員の指示，協議事項に対し，積極的に取り組んだ。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（19）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行った。

□ 設計図書と適合しない箇所があり，かし担保による修補又は損害賠償請求を行った。</td><td>□ 施工管理に関して ，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th colspan="2">d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2. 施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ 工程管理</td><td>☐ 適切である</td><td>☐ ほぼ適切である</td><td>☐ 他の評価に該当しない</td><td colspan="2">☐ やや不適切である</td><td>☐ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　評価値=　0.0%
☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち，工程管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
☐ 工程に与える要因を的確に把握し，それらを反映した工程表を作成している。
☐ 契約日より３０日以内に工事に着手した。（工事開始日の指定がある場合には指定日より）
☐ 日常的に履行報告（週報，日報等を含む）を作成し，詳細な施工記録が行われている。
☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており，適切に工程を管理している。
☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり，大きな工程の遅れが無い。
☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で，余裕をもって工事を完成させた。
☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において，工程管理を的確に行い，余裕をもって工事を完成させた。
☐ 関連する他の工事等との工程調整に積極的に取り組み，遅れを発生させることなく工事を完成させた。
☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み，遅れを発生させることなく工事を完成させた。
☐ 工程管理を適切に行なったことにより，休日や夜間工事の回避等を行い，作業時間も守った。
☐ 配置技術者(現場代理人等)は工程管理に係る積極的な取り組みを行った。
☐ 監督員の指示，協議事項に対し，積極的に取り組んだ。
☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（14）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>☐ 工程管理に関して，監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>☐ 工程管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅲ　安全対策	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目　　評価値=　0.0% □ 「施工プロセス」チェックリストのうち，安全対策について指示事項が無い，又は指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 安全衛生管理体制を確立し，組織的に取り組んだ。 □ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 □ 災害防止（工事安全）協議会等 を１回／月以上行い，記録・写真が整備されている。 □ 店社パトロールを1回／月以上実施し，記録・写真が整備されている。 □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について，速やかに改善を図り，かつ関係者に是正報告している。 □ 安全教育及び安全訓練等 を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。 □ 安全巡視 ・ＴＢＭ ・ＫＹ等を実施し，記録・写真が整備されている。 □ 新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映し，記録・写真が整備されている。 □ 工事期間を通じて，労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 過積載防止に取り組みを実施し，記録・写真が整備されている。 □ 仮設工の組立完了時や使用中の点検及び管理を，チェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を，各種基準及び関係者間の協議に基づき実施し，記録・写真が整備されている。 □ 使用機械，車両等の点検整備をチェックリスト等を用いて実施し，記録・写真が整備されている。 □ 重機操作に際して，誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 作業員休憩所の設置等，作業環境の改善に努めている。 □ 地域における安全対策上の取り組みが実施されている。 □ 監督員の指示，協議事項に対し，積極的に取り組んだ。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（20） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 安全対策に関して，監督員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2.施工状況</td><td rowspan="2">Ⅳ　対外関係</td><td>☐ 適切である</td><td>☐　ほぼ適切である</td><td>☐ 他の評価に該当しない</td><td>☐　　やや不適切である</td><td>☐ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　　　評価値=　0.0%
☐　「施工プロセス」チェックリストのうち，対外関係について指示事項が無い，又は指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
☐ 関係官公庁等の関係機関と折衝及び調整を行い，トラブルの発生が無い。
☐ 地元との折衝及び調整を行い，トラブルの発生が無い。
☐ 工事の目的及び内容を，工事看板や回覧などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知し，トラブルの発生が無い。
☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは，苦情に対して適切な対応を行っている 。
☐ 関連工事との調整を行い，関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
☐ 歩行者・通行車両を優先させて施工し，児童の通学や家屋への出入りに特段の配慮をしている。
☐ その他（理由：
）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（8）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>☐ 対外関係に関して，監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>☐ 対外関係に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形 土木工事等	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，ａ，ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ① 出来形の評定は，工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは，設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは，「土木工事施工管理基準」の測定項目，測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 なお，当該管理基準によりがたい場合等については，監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。				

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び
出来ばえ

Ⅰ　出来形</td><td rowspan="2">建築工事</td><td>□ 適切である</td><td>□　ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□　　やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　　評価値=　0.0%
□ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており，確認できる。
□ 出来形測定において，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ 自社の管理基準を設定し，適切に管理している。
□ 自社の写真管理基準を設定し，創意工夫を持って適切に管理している。
□ 出来形の形状，寸法が設計値（設計図書）を満足し，ばらつきが少ない。
□ 出来形の性能，機能が設計値（設計図書）を満足し，ばらつきが少ない。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（7）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	機械設備工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目　　評価値= 0.0% □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し，出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚が適切にまとめられている。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられている。 □ 自社の管理基準に基づき管理している。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の老化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（11） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ　出来形</td><td rowspan="2">電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事</td><td>□ 適切である</td><td>□　ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□　　やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　評価値=　0.0%
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 機器等の測定（試験）結果が，その都度管理表等に記録され，適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 設計図書に定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工していることが確認できる。
□ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通りに敷設していることが確認できる。
□ 測定機器のキャリブレーションを，定期的に実施していることが確認できる。
□ 行先等を表示した名札をケーブル等に分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 自社の管理基準に基づき管理している。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（12）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改善請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 土木工事等	□　品質の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□　品質の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□　品質の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，ａ，ｂに該当しない。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ①　品質の評定は，工事全般を通じて評定するものとする。 ②　品質とは，設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③　品質管理とは，「土木工事施工管理基準」の試験項目，試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお，当該管理基準によりがたい場合等については，監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。				

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	建築工事(新築)	□　適切である	□　ほぼ適切である	□　他の評価に該当しない	□　やや不適切である	□　不適切である
		●評価対象項目　評価値=　0.0% 【躯体工事】 □　品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □　施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □　材料の品質証明が適切である。 □　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □　不可視部分の写真記録が適切である。 □　その他（理由：　） 【仕上工事】 □　品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □　施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □　材料の品質証明が適切である。 □　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □　その他（理由：　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（13） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">建築工事(改修)</td><td>□　適切である</td><td>□　ほぼ適切である</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや不適切である</td><td>□　不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　　評価値=　0.0%
□　品質管理方法が明確である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□　材料の品質証明が適切である。
□　受注者の品質計画による品質管理計画が整備されている。
□　品質・形状が適切で良好な施工である。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（6）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	機械設備工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目　評価値= 0.0% □ 材料，部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ 設備の機能及び性能を，承諾図書の通り確保している。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い，承諾図書として提出している。 □ 機器の品質，機能及び性能が設計図書を満足して，成績書にまとめられている。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格地を満足している。 □ 操作制御設備について，操作スイッチや表示灯を承諾図書通り配置し，操作性に優れている。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書通り機能している。 □ 小配管，電気配線・配管が，承諾図書の通り機能している。 □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ 機器の配置が点検しやすいように工夫している。 □ 設備の構造や機器の配置が，部品等の交換作業を容易にできるようまとめている。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベル等が見やすい状態で表示している。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ 回転部や高音部等の危険個所に表示又は対策を施していることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行う等，積極的に取り組んでいる。 □ その他（理由：　　) ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（19） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。

別紙－1

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目　評価値= 0.0% □ 製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □ 材料，部品の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足している。 □ 機器の品質，機能及び性能が，設計図書通り配置され，成績書にまとめ垂れている。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書の通り配置され，操作性に優れている。 □ ケーブル及び配管の接続等の作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無い。 □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □ 操作制御関係の機能及び性能が，仕様を満足しているとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足している。 □ 操作制御関係の機能及び性能が，仕様を満足しているとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足している。 □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験等で確認している。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）している。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □ 設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（15） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">営繕（機械設備工事）</td><td>☐ 適切である</td><td>☐ ほぼ適切である</td><td>☐ 他の評価に該当しない</td><td>☐ やや不適切である</td><td>☐ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　評価値=　0.0％
☐ 機材の品質が，承諾図等により確認でき，設計図書を満足している。
☐ 品質確認記録の内容が，適切である。
☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が，適切である。
☐ システムの性能及び機能に関する試運転，確認方法等が適切であり，記録の内容が設計図書を満足している。
☐ 機材及び施工の品質が，良好である。
☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真，施工記録等が整備されている。
☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が60％以上80％未満・・・c
評価値が60％未満・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（7）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	営繕（電気設備工事）	□ 適切である	□　ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□　　やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目　　　　評価値=　0.0% □ 機材の品質が，承諾図等により確認でき，設計図書を満足している。 □ 品質確認記録の内容が，適切である。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が，適切である。 □ システムの性能及び機能に関する試運転，確認方法等が適切であり，記録の内容が設計図書を満足している。 □ 機材及び施工の品質が，良好である。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真，施工記録等が整備されている。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（7） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき，監督員が改造請求を行った。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	細　　別	工　　夫　　事　　項
5.創意工夫 （建築工事以外）	Ⅰ創意工夫	●（建築工事以外） 【施工】 □　施工に伴う器具，工具，装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。 □　土工，地盤改良，橋梁架設，舗装，コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。 □　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止，配管のつなぎ等に関する工夫。 □　照明等の視界の確保に関する工夫。 □　仮排水，仮道路，迂回路，案内看板等の計画的な施工に関する工夫。 □　運搬車両，施工機械等に関する工夫。 □　支保工，型枠工，足場工，仮桟橋，覆工板，山留め等の仮設工に関する工夫。 □　盛土の締固度，杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □　施工計画書の作成，写真の管理等に関する工夫。 □　出来形又は品質の計測，集計，管理図等に関する工夫。 □　施工管理ソフト，土量管理システム等の活用に関する工夫。 □　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事　。 □　特殊な工法や材料を用いた工事。 □　優れた技術力又は能力として評価する技術をを用いた工事。 【新技術活用】 □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち「有用とされる技術」を活用している。 □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち「有用とされる技術」以外の技術を活用し，現場の創意工夫に寄与していると認められる。 ※加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし，発注者が指定し活用した場合は，加点措置を行わないものとする。 ※「有用とされる技術」とは，評定時に推奨技術，準推奨技術，設計比較対照技術，活用促進技術，少実績優良技術に選定されている技術をいう。 【品質】 □　土工，設備，電気の品質向上に関する工夫。 □　コンクリートの材料，打設，養生に関する工夫。 □　鉄筋，ＰＣケーブル，コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　配筋，溶接作業等に関する工夫。 □　長寿命化や高機能化に関する工夫。 □　ユニバーサルデザインに関する工夫。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	細　　別	工　　夫　　事　　項	
		【安全衛生】 □　建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 □　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物 ， 墜落 ・転落，挟まれ ， 看板 ， 立入禁止柵 ， 手摺り ， 足場等） □　安全教育，技術向上講習会，安全パトロール等に関する工夫。 □　現場事務所，労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　作業環境の保全に関する工夫。 【その他】 □　その他（理由：　　） □　その他（理由：　　） □　その他（理由：　　） □　その他（理由：　　） □　その他（理由：　　） □　その他（理由：　　） □　その他（理由：　　）	
	記述評価 （該当した評価内容を詳細記述）	加点　　点　　評　点　：　０　点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２　評価は各項目において１つ該当すれば２点で評価し，該当する数と重みを勘案して，最大８点の加点評価とする。
※３　上記の考査項目の他に評価に値する受注者の工夫があれば，その他に具体の内容を記載して加点する。なお，総括監督員等が評価する「４．工事特性」との二重評価は行わない。

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

考査項目	細　　別	工　　夫　　事　　項
5.創意工夫 (建築工事)	Ⅰ創意工夫【軽微なもの】	【準備・後片づけ関係】 ☐ 1.測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2.現地調査法の工夫 ☐ その他（理由：　　　　） 【施工関係】 ☐ 4.施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 5.工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 6.土工事，地業工事，鉄骨建て方，コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 7.部材，機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 8.電気工事等の配線，配管等での工夫 ☐ 9.給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策，つなぎ等の工夫 ☐ 10.照明，視界確保等の工夫 ☐ 11.仮排水，仮道路，迂回路等の計画施工の工夫 ☐ 12.運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 13.支保工，型枠工，足場工及び仮桟橋，覆工版，山留め等の仮設工関係の工夫 ☐ 14.施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 15.プレハブ工法等を採用し，工期短縮等の工夫 ☐ 16.改修工事における仮設施工の工夫 ☐ その他（理由：　　　　） 【品質関係】 ☐ 18.集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 19.躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 20.材料の検査試験に関する工夫 ☐ 21.施工の検査試験に関する工夫 ☐ 22.品質記録方法の工夫 ☐ その他（理由：　　　　）

別紙－１

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th colspan="2">工　　夫　　事　　項</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td colspan="2">【安全衛生関係】
□ 24.安全仮設備等の工夫（落下物，墜落，転落，挟まれ，看板，立入禁止柵，手摺り，足場等）
□ 25.安全教育，技術向上講習会，教育・ミーティング，安全パトロール等に関する工夫
□ 26.現場事務所，労務者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫
□ 27.酸欠対策・有毒ガス･可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
□ 28.供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫
□ 29.苦渋作業等の作業環境低減等の工夫
□ 30.ゴミの減量化，アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【施工管理関係】
□ 32.出来形管理等に関する工夫
□ 33.施工計画書及び写真記録等に関する工夫
□ 34.出来形，品質との計測関係等の工夫，及び集計，管理図等の工夫
□ 35.CAD，施工管理ソフト，土量管理システム等の活用
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【その他】
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>記述評価
(該当した評価内容を詳細記述)</td><td>加点　　　点　　　評　点　：　０　点</td><td>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</td></tr>
</table>

・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価とする。
・該当キーワードの数と重みを勘案して評価する。
・１項目1点を目安とするが，内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
・加点は＋８点～０点の範囲とする。
※１　創意工夫においては「４．工事特性」の考査項目において評価するほどではないが，企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２　「２．施工状況」，「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが，企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３　創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが，本項目では軽微なものを評価する。
※４　キーワードの評価(選定)及び詳細評価は，検査員及び総括監督員等との合議をもって記述する。
※５　「４．工事特性」との二重評価はしない。

総括監督員等用

別紙－２

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員等用）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅳ　対外関係	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　　評価値=　0.0% □ 「施工プロセス」チェックリストのうち，対外関係について指示事項が無い，又は指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 関係官公庁等の関係機関と折衝及び調整を行い，トラブルの発生が無い。 □ 地元との折衝及び調整を行い，トラブルの発生が無い。 □ 工事の目的及び内容を，工事看板や回覧などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知し，トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは，苦情に対して適切な対応を行っている 。 □ 関連工事との調整を行い，関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 □ 歩行者・通行車両を優先させて施工し，児童の通学や家屋への出入りに特段の配慮をしている。 □ その他（理由：　） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して，ａ，ｂ，ｃ，ｄ，ｅ評価を行う。				

別紙－2

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員等用）

考査項目	細　　別	対　　応　　事　　項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 項
4. 工事特性 （建築工事以外）	Ⅰ　施工条件等への対応	Ⅰ　構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ，延長，施工（断）面積，施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であること等から，施工条件が特に変化する工事 □ 3. その他（理由：　　　　　　　　　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば４点の加点とする。	（1. について） 切土の土工量： 1万m3以上 ，盛土の土工量：5千m3以上 ，護岸・築堤の平均高さ：5m以上 ，擁壁・ブロック：直高5m以上かつ延長20m以上，トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：1,000 mm以上 ，推進延長： 1スパン100m以上，人孔深さ：10m 以上，ダム用水門の設計水深： 3m以上，樋門又は樋管の内空断面積：5m2以上，揚排水機場の吐出管径： 500mm以上 ，トンネル（開削工法)の開削深さ： 2.5m以上 かつ延長 かつ延長 50m以上，海岸堤防・護岸・突堤又は離岸提の水深： 5m以上 ，地滑り防止工：幅 30m以上かつ法長 30m以上 ，浚渫工の浚渫土量： 1万m3以上 ，流路工の計画高水流量 ：100m 3以上 ，砂防ダムの堤高： 5m以上 ，ダムの堤高： 20m以上 ，法面工：直高 20m以上又はｸﾞﾗﾝﾄﾞｱﾝｶｰによる法面，橋梁上部工：ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ・ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ・鋼床版，橋梁下部工：構造物の直高10m 以上又は杭基礎を有する構造，現場打BOXの内空断面 ：25 m^2以上 （2. について） ・砂防工事等において，現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 （3. について） ・その他，構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他，技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため，ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境，社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形，近接構造物，地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5. 周辺環境条件により，作業条件，工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10. その他（理由：　　　　　　　　　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば６点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁等の工事。 ・市街地等の家屋密集地での，鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき， 工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管 ，水道管，電話線等の支障物件移設について，施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策等の制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり，施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用 している自動車専用道路等の路上工事で，交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって，交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり，その作業全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり，機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15. その他（理由：　　　　　　　　　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば４点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く，ウェルポイント工法等による排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため，深礎杭基礎毎に地質調査を実施する等，支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから，施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため，設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く，主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため，作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは，命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため，工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類等の貴重な動植物への配慮のため，工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他，災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 16. 12ヶ月を超える工期で，事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し，文書注意に至らない事故は除く。 □ 17. その他（理由：　　　　　　　　　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば６点の加点とする。	
	評　価	評　点　：　0点	

※１ 工事特性は，最大２０点の加点評価とする。
※２ 監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。
※３ 評価にあたっては，監督員等の意見も参考に評価する 。

別紙－２

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員等用）

考査項目	細　　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事項
4. 工事特性 （建築工事）	Ⅰ　施工条件等への対応	【施工規模の大きさへの対応 】 □ 1. 対象構造物の高さ，施工面積等の規模 □ 2. 対象構造物の形状の複雑さ □ 3. その他（理由：　　　　）	・延面積 10,000 ㎡以上の建物 ・地上 9階以上の建物 ・地下 2階以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物 ・研究所等，特殊設備・機能の有る建物
		【構造物固有の難しさへの対応】 □ 4. 対象構造物の耐震レベル □ 5. 既設構造物の補強，撤去等特殊な工事 □ 6. その他（理由：　　　　）	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・耐震及び免震構造の工事 ・敷地内又は周辺部の工作物，配管・配線等の大規模な移設，切り回しを行った工事 ・仮設備等を設け，配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 ・休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事
		【技術固有の難しさへの対応】 □ 7. 工種及び工法の特殊性 □ 8. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ 9. その他（理由：　　　　）	・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術，新工法を採用した工事 ・パイロット工事。 又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他，特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・ＶＥ提案された工法等が高度技術で評価きる場合
		【厳しい自然・地盤条件への対応】 □ 10. 湧水の発生，地下水の影響（地盤掘削時） □ 11. 軟弱地盤，支持地盤の状況 □ 12. 工事用道路・作業スペース等の制約 □ 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ 14. その他（理由：　　　　）	・地下水位が高く，ウェルポイント等の排水設備の他，大規模な山留め工法が必要な工事 ・冬期施工のため，大規模な雪寒冬囲いをする必要があり，冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く，高さ制限もあり，施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事
		【厳しい周辺環境等，社会条件への対応】 □ 15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ 16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建物等の近接物 □ 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 19. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約 □ 20. 現道上で，特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ 21. 騒音，振動，水質汚濁以外の環境対策，廃棄物処理等 □ 22. その他（理由：　　　　）	・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり，工程的も特に厳しく，施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で，監視・観測等の結果に基づき，工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・大気圧を超える気圧下の作業での工事 ・酸欠，有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事。 地上・水面から１０m以上（１０m以下）での工事 ・工程上他工事の制約を受け，機械，人員の増強を行った工事 ・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事
		【施工現場での対応 】 □ 23. 災害等での臨機の措置 □ 24. 施工状況（条件）の変化に対応 した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ 25. その他（理由：　　　　）	・特に困難な調整を要する他工事（近隣工区）の受注者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で，作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		【その他】 □ 26. その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する必要がある事項 （理由：　　　　）	・その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する技術
	評　価	加点　　　　評　点　：　0 点	

・工事特性は，加点評価とする。
・評価は各項目において１つ該当すれば３点で評価し，該当する数と重みを勘案して，最大２０点の加点評価とする。
・１項目３点を目安とするが，内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
・加点は＋２０点～０点の範囲とする。

別紙－２

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員等用）

考査項目	細 別	a	a’	b	b’	c
6. 社会性等	I 地域への貢献等	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない
		●評価対象項目 □ 周辺環境への配慮（防塵・散水等）に積極的に取り組んだ。 □ 現場事務所や工事看板で，作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等，積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 地域生活に密着した道路，水路清掃等を積極的に実施し，地域に貢献した。 □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し，地域とのコミュニケーショを図った。 □ 災害時などにおいて，地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ その他（理由： ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して，a，a’，b，b’，c評価を行う。				

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員等用）

考査項目	細　別	法令遵守等の該当項目一覧表
8．法令遵守等	Ⅰ．法令遵守等	（下記参照）

措置内容	点数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　20　点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15　点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13　点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10　点
□　5.文書注意	－　8　点
□　6.口頭注意	－　5　点
□　7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが，ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため，口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－　3　点
□　8.その他（理由：　〕	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は，「工事の施工にあたり，工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②　「工事の施工にあたり」とは，請負契約書の記載内容（工事名，工期，施工場所等）を履行することに限定する。

③　「工事関係者」とは，②を履行する工事現場に従事する現場代理人，監理技術者，主任技術者，品質証明員，請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し，その履行をするために従事する者に限定する。

④　総合評価落札方式における技術提案が，受注者の責により履行されなかった場合は，８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等において，虚偽の事実が判明した。
2. 承諾無しに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり，送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し，送検等された。
8. 使用人等の就労に関わる労働基準法に違反する事実が判明し，送検等された。
9. 監督又は検査の実施を，不当な圧力をかける等により妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない，不当に下請代金の額を減じている等，下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により，逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利，砂，防音シート，軍手等の物品の納入，土木作業員やガードマンの受け入れ，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったために，死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 工事に係る施工体制，品質，出来形等で隠匿又は隠滅が発覚した。
16. 工事関係者又は公衆災害が発生したが，ヒューマンエラー等軽微なため，口頭注意以上の措置が無かった場合の減点の適用は，工事担当課長が受注者に対し注意が必要な事案であると判断し，文書（工事打合簿等を含む）で注意した場合とする。（重大な災害につながる恐れがあった場合，複数回のヒューマンエラー等）
17. 同一工事で複数の指名を受けた場合は単純に期間を合算する（重複した場合には重複期間を控除しない。）
18. 関連法令の違反については，原則として関係許可行政庁，警察署等の処分が確定した段階で成績評定に反映する。
19. その他

検 査 員 用

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅰ　施工管理	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　　評価値=　0.0% □ 契約約款第１８条第1項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い，監督員の承認を受けて施工していることが確認できる。 □ 施工計画書が，設計図書及び現場条件を反映したものとなっており，速やかに提出していることが確認できる。（当初・変更・追加） □ 工事期間を通じて，施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 二次製品等の材料搬入時に外観確認が行われていることが確認できる。 □ 工事材料(二次製品・土砂・砕石等)の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが写真等で確認できる。 □ 材料確認・段階確認が適時書面で的確に行われていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 工事の関係書類を不足無く簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 検査時に現場代理人及び監理（主任）技術者が適切に説明を行った。 □ 工事全般において，低騒音型 ・低振動型 ・排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ 品質管理体制が確立され，有効に機能している。 □ 仮設工事の施工方法及び設置状況が，施工計画書どおり施工されていることが確認できる。 □ 建設業退職金共済制度について，証紙の購入，受け払い簿等による配布管理の上，監督員に資料提出・提示等を行っている。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（17） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行った。 □ 設計図書と適合しない箇所があり，かし担保による修補又は損害賠償請求を行った。	□ 施工管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2.施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ　工程管理</td><td>□ 優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　評価値= 0.0%
□ 「施工プロセス」チェックリストのうち，工程管理について指示事項が無い。
□ 工程に与える要因を的確に把握し，それらを反映した工程表を作成している。
□ 適切な工程管理を行い ，工事履行報告書の計画工程に対して大きな工程の遅れが無い。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており，適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり，施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり，大きな工程の遅れが無い。
□ 関連する他の工事等との工程調整に積極的に取り組み，トラブルを回避した。
□ 地元や関係機関との調整を積極的に行い，トラブルなく工事を完成させた。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 工程管理を適切に行なったことにより，休日や夜間工事等がほとんど無い。
□ その他（理由：　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（11）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 工程管理に関して，監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅲ　安全対策	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　　評価値=　0.0% □　「施工プロセス」チェックリストのうち，安全対策について指示事項が無い。 □ 災害防止協議会等 を１回／月以上行った記録が整理され確認できる。 □ 店社パトロールを１回／月以上行った記録が整理され確認できる。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。 □ 安全巡視，ＴＢＭ，ＫＹ，新規入場者教育を実施し，記録・写真が整備されている。 □ 隣接または関連する他の工事等と積極的に安全協議を行っていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて，労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 使用機械，車両等の点検整備管理記録が整理され確認できる。 □ 過積載防止に取り組んだ記録が整理され確認できる。 □ 仮設工の点検及び管理を，チェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を，各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 作業員休憩所の設置等，作業環境の改善に努めている。 □ その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（14） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 安全対策に関して，監督員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－３

考　査　項　目　別　運　用　表

（検査員用）

考査項目	細　　別	法令遵守等の該当項目一覧表
８．法令遵守等	Ⅰ．工期の遵守等	（下表）

評価対象項目	点数
□　1. 工期に検査期間を見込んだ工事において，受注者の責により，特記仕様書に定める工事の完成期限までに工事を完成させなかった。	－　3　点
□　2. 受注者の責により，工期内に工事を完成させなかった。	－　9　点
□　3. 項目該当なし	

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ　出来形
土木工事等</td>
<td>□　出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で，下記の「評定対象項目」の７項目以上が該当する。</td>
<td>□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で，下記の「評定対象項目」の５項目以上が該当する。</td>
<td>□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で，下記の「評定対象項目」の５項目以上が該当する。</td>
<td>□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で，下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。</td>
<td>□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，ａ～ｂ’に該当しない。</td>
<td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td>
<td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td colspan="4">●評価対象項目　　　　評価値=　0.0%
□ 施工計画書に定めた管理基準を満足している。（管理基準は，自社管理基準を含む。）
□ 出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 出来形計測時に，出来形書類(出来形図･管理図・管理図表・出荷伝票等)と現地が一致している。
□ 自社管理基準を定め管理していることが確認できる。
□ 施工計画書に管理すべき必要な項目が掲げられ，管理されていることが確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 出来形変更の必要が生じた場合，受注者からの協議が行われたことが確認できる。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

※ばらつきの判断は別紙－４参照。

① 出来形の評定は，工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは，設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは，「土木工事施工管理基準」の測定項目，測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
　なお，当該管理基準によりがたい場合等については，監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 主たる工種によって評価する。
⑤ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td>
</tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	機械設備工事	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し，出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ 性能・機能等を変更する必要が生じた場合，受注者からの協議が行われたことが確認できる。 □ 設計図書に指定された，竣工図・完成図書・データ等が提出されている。 □ その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（13） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	電気設備工事･通信設備工事･受変電設備工事	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
Ⅰ　出来形		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が，その都度管理図表等に記録され，適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状・寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付・固定方法が，設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先等を表示した名札が，ケーブル等に分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に指定された，竣工図・完成図書・データ等が提出されている。 □ 設備全般にわたり，性能及び機能の実測値が許容範囲内である。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（14） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	建築工事	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており，確認できる。 □ 出来形測定において，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ 自社の管理基準を設定し，適切に管理している。 □ 自社の写真管理基準等を設定し，創意工夫を持って適切に管理している。 □ 出来形の形状，寸法が設計値(設計図書)を満足し，ばらつきが少ない。 □ 出来形の性能，機能が設計値(設計図書)を満足し，ばらつきが少ない。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（7） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	建築工事（改修工事）	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
I 出来形		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 設計図書等に指定された，竣工図・完成図書・データ等が提出されている。 □ 出来形管理方法を定め，適切に管理していることが確認できる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切に行われており，出来形の確認ができる。 □ 出来形管理基準がない工種について，監督員と協議し，適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準を定め，適切に管理していることが写真等で確認が出来る。 □ 形状・寸法等を変更する必要が生じた場合，受注者からの協議が行われた。 □ 施工図・承諾図等が設計図書等を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 出来形書類(出来形図･管理図表・出荷伝票等)と現地が一致している。 □ その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（10） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">コンクリート構造物工事</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　打設コンクリートが配合計画書と整合し，品質に係る記録が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□　コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　コンクリートの湿潤養生等が適切に行われていることが確認できる。
□　スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　水抜きパイプの位置，数量等が検討され的確に設置されている。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（16）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	コンクリート構造物工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ，面取り，端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 取付け水路，桝など小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	土工事 （切土，盛土，堤防等工事）	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 雨水による崩壊，流出が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。 □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ 置換えのための掘削を行うにあたり，掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりの巻き出し厚を管理していることが確認できる。 □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ ＣＢＲ試験等の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂が無い。 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 購入土の品質を使用前に確認し，施工していることが確認できる。 □ 芝及び種子材等を適切に保管し，管理していることが確認できる。 □ 透水試験等，定められた試験を行っていることが確認できる。 □ 切取法面において，落石等の危険が無いように緩んだ転石，岩塊等が除去されている。 □ 残土の処理が適切に実施されている。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（17）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ	土工事	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
Ⅲ　出来ばえ	（切土，盛土，築堤等工事）	●評価対象項目　評価値=0.0% 【切土工事】 □ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって，法面の浮き石が除去されている等，適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について，干渉部を設ける等適切に施工されている。 □ 滞水等による施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 【盛土，堤防等工事】 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物，地山へのすりつけなどが良い。 □ 規定された勾配が確保されている。 【共通】 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	護岸・根固・水制工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		（a～c欄共通：下記「評価対象項目」参照）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □　緑化ブロック，石積（張），法枠，かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が，裏込材の吸出しが無いよう適切に行っていることが確認できる。
- □　ブロック積，石積（張）工において，大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　植生工で，植生の種類，品質・配合及び養生が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　根固工・水制工・沈床工・捨石工等において，材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　指定材料の品質が，証明書類で確認できる。
- □　基礎工において，掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □　施工に影響がある箇所の湧水及び滞水等は排除して施工していることが確認できる。
- □　埋戻し材料について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　一層当たりの巻き出し厚を管理していることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（16）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	護岸・根固・水制工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良く，クラックが無い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準じる）	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

【工場製作関係】

□ 鋼材の種別を，品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。

□ 溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□ 溶接作業にあたり，溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。

□ 孔空けによって生じたまくれが削り取られている等，きめ細やかに製作していることが確認できる。

□ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。

□ 塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。

□ 素地調整を行う場合，第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。

□ 塗料の空缶管理について，写真等で確実に空であることが確認できる。

□ 塗料の品質が出荷証明書・塗料成績表により，製造年月日・ロット番号・色彩・数量が確認できる。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【架設関係】

□ ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。

□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

□ 高力ボルトの締め付けを，中心から外側に向かって行っていることが確認できる。

□ 高力ボルトの品質が，証明書類で確認できる。

□ 支承の据付で，コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。

□ 架設にあたって，部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。

□ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質・性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。

□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。

□ 現場塗装において，温度・湿度・風速等の確認を行っていることが確認できる。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

d（やや劣っている）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。

e（劣っている）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（21）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準じる）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【共通】 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。 □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋及び鋼材の品質が，証明書類で確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　） 【砂防構造物工事に適用】 □ コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□ アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が，適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

□ かご工，排水構造物が仕様を満足していることが確認できる。

□ その他（理由：
）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（24）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 地山との取り合いが良い。 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ，面取り，端部仕上げ等が良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 取付け水路等小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	舗装工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【路床・路盤工関係】 □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。 □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 □ 路床及び路盤工の密度管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ 路盤の施工に先立って，路床面，下層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ 締め固めにおいて，一層の仕上がり厚を規定値以下とし，各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ 路床盛土において，構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めを，タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　） 【アスファルト舗装工関係】 □ アスファルト混合物の品質が，配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 □ 舗装工の施工にあたって，養生砂（余剰分），上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ 乳剤散布が，均一かつ適量で全面に施工されていることが確認できる。 □ プラントの出荷時，現場到着時，初期締固め時及び，交通開放前において，アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ 舗設後の交通開放が，定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 各層の継ぎ目の位置が，設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □ 縦継目及び横継目の位置・構造物との接合面の処理等が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって，気象条件（天候，気温等）に配慮していることが確認できる。 □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ローラーへの混合物の付着防止に配慮が行われている。（水に付着防止剤を添加する，軽油を噴霧器で薄く塗布するなど。） □ 平坦性及び施工面が良好であることが確認できる。 □ アスカーブの施工において，細やかな配慮がなされ，丁寧に施工されていることが確認できる。 □ 路肩処理，縁端処理の施工において，細やかな配慮がなされ，丁寧に施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【コンクリート舗装工関係】

☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

☐ 舗装工の施工に先だって，上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。

☐ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。

☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。

☐ チェアー及びタイバーを損傷等が発生しないよう保管していることが確認できる。

☐ コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。

☐ 舗装金網が適切に配置してあることが確認できる。

☐ 平坦性及び施工面が良好であることが確認できる。

☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（33）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	舗装工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　　評価値=0.0% □ 舗装の平坦性が良い。 □ 表面の仕上がりが良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 既設舗装等との端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	法面工事	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　評価値＝ 0.0% 【共通】 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工，コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ 施工に際して，品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ アンカー，止め釘，スペーサーなどが設計図書どおり施工されていることが確認できる。（公称径，強度，長さ，本数，バランス等） □ 現場養生が，設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ 盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう湧水対策や締固めを十分行っていることが確認できる。 □ 雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　） 【種子吹付工，客土吹付工，植生基材吹付工関係】 □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ ネット等の境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ ネット等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。 □ ネット等が破損を生じていないことが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 使用する材料の種類・品質・配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 □ ネット等の設置にあたり，法面への固定方法が適切である。 □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 □ 使用する材料の種類・品質及び配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 伸縮目地の位置が，設計図書どおり施工されていることが確認できる。 □ 金網の重ね幅が，１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。 □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ 吸水性の吹付け面において，事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ 法肩の吹付けにあたり，地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 □ 水抜パイプの位置，数量が設計図書どおり施工されていることが確認できる。 □ 金網等の設置にあたり，法面への固定方法が適切である。 □ 有害なクラックが無い。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□ 使用する材料の種類・品質及び配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ アンカーを設計図書どおりの挿入長で施工していることが確認できる。

□ アンカーが確実に固定されていることが確認できる。

□ 現場養生が，設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。

□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

□ 枠内に空隙が無いことが確認できる。

□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。

□ 層間にはく離が無いことが確認できる。

□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

□ 水抜パイプの位置，数量が設計図書どおり施工されていることが確認できる。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（42）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び 出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	法面工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □　通りが良い。 □　植生，吹付等の状態が均一である。 □　法肩の処理が良い。 □　取付け部の処理が良い。 □　表面の仕上がりが良い。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	基礎工事及び地盤改良工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒，場所打，深礎等）】 □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており，その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において，杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度・鉛直度等が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが，掘削深さ・掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について，トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度・排出土砂・孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋，スペーサーの配置及びコンクリート打設等が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 □ 強度確認，セメントミルクの比重管理等の品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　） 【地盤改良関係】 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重・スラリー噴出量・強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し，改良材の選定，必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに，十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（18）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ ※地盤改良はｃ評価とする。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品質	海岸工事	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目　評価値＝ 0.0% □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって，強度確認を行っている。 □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 □ 工事期間中，１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：　　　　)					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（10）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	海岸工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ II　品質	コンクリート橋上部工事 （ＰＣ及びＲＣを対象）	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		（評価対象項目：下記参照）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝０.０%

【橋梁（コンクリート橋）上部工事，補修工事】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。
- □　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　プレビーム桁のプレフレクション管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　コンクリート圧縮強度の確認は，構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □　使用する材料の品質が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- □　構造物の老化及び劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
- □　橋面舗装が規定に基づいて管理されていることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（22）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	コンクリート橋上部工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	塗装工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
Ⅱ　品質		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認，気温及び湿度の測定を行い，塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に撹拌し，容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ，油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 所定の塗膜厚若しくは塗布量が確保されていることが確認できる。 □ 塗り残し，ながれ，しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部，ボルトの接合部分，構造の複雑な部分について，必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。 □ 溶接段階におけるスパッタ(溶接中に飛散するスラグ及び金属粒)，溶接後の処理が適正に行われその確認ができる。 □ その他（理由：　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（12）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	塗装工事	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値=0.0% □ 塗装の均一性が良い。 □ 塗装面にはけ目や垂れが無く，細部まできめ細かな施工がされている。 □ 各層の塗装状態が良い。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">トンネル工事</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0％
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別，規格が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□　坑内観察調査等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□　鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。
□　コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。
□　日々計測管理を行っており，それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□　金網の継ぎ目を１５cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。
□　吹付コンクリートの施工にあたって，浮石等を除いた後に，吹付コンクリートの一層の厚さが１５cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□　吹付コンクリートを打継ぎする場合は，吹付完了面を清掃した上，湿潤状態で施工していることが確認できる。
□　ロックボルトの定着長が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　防水工に防水シートを使用する場合は，ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□　ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。
□　覆工コンクリートは打設時に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。
□　逆巻きの場合，側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上に無いことが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（20）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	トンネル工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ，面取り，端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 取付け水路，桝等小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考査項目別運用表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	公園整備等工種の多い工事 （植栽，標識工は別途）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている

a～c欄

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

- □ 材料の品質規格証明書やミルシートが整備されている。
- □ 施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ 施工基面の床掘りが適切に行われ，必要以上に深く掘削する等基面を乱すことなく施工していることが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ 埋め戻し方法が適切で転圧状況が良好であることが確認できる。
- □ 材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。
- □ 材料のかみ合わせ又は，連結が適切で，裏込め材の吸出しの恐れが無い。
- □ 裏込め材，胴込めコンクリートの充填・締め固めが十分で空隙が生じていない。
- □ ブロック工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。
- □ 石積み工の端部や曲線部の処理・強度が適切であり，積み姿が良い。
- □ 塗料の空缶監理が，写真等で適切に管理されている。
- □ 施工前のケレンが入念になされ，施行時の気温及び湿度等の条件が整理記録されている。
- □ 側溝工等の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。
- □ インバートが適切に施工されていることが確認できる。
- □ 路床路盤工のプルーフローリングを行っている。
- □ 路盤の施工に先立ち，突き固め試験，密度試験を行い，適切に管理されている。
- □ アスファルト混合物の温度管理が適切に行われていることが確認できる。
- □ アスファルト舗装において適切な温度管理のもと交通開放が行われていることが確認できる。
- □ 機器の品質，機能，性能が成績書等で確認でき満足している。
- □ 塗装管理が設計書のとおり実施され，内容が確認でき，欠陥が無く満足している。
- □ 植生または種子吹付けの種類，品質，配合，施工後の養生が適切である。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－4参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（26）
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

d欄

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。

e欄

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	公園整備等工種の多い工事（植栽，標識工は別途）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 二次製品等材料に細心の注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 構造物とのすりつけが良い。 □ 埋戻しが適切に施工されている。 □ 材料のかみ合わせが良い。又は，クラックが無い。 □ 塗装の均一性が良い。 □ 公共物としての安全性，環境及び維持管理への配慮が良い。 □ 植生，吹付け等の状態が均一である。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">植栽工事</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□　活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□　樹木等に損傷，鉢くずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□　樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□　施工完了後，余剰枝の剪定，整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□　肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□　植生する樹木に応じて，余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
□　添木をぐらつきが無いよう設置していることが確認できる。
□　樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□　適正な量の肥料等が施されていることが確認できる。
□　土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－4参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（11）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ　出来ばえ</td><td rowspan="2">植栽工事</td><td>□　　優れている</td><td>□　　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　　評価値=0.0%
□ 樹木の活着状況が良い。
□ 樹木に傷，折れが無い。
□ 植穴の仕上げが良い。
□ 植栽の配置・通りが良い。
□ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
□ 支柱の取り付けが堅固である。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
評価値が75%以上・・・・・・・・a
評価値が50%以上75%未満・・・b
評価値が25%以上50%未満・・・c
評価値が25%未満・・・・・・・・d
なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">遊具設置工事</td><td>☐　優れている</td><td>☐　bより優れている</td><td>☐　やや優れている</td><td>☐　cより優れている</td><td>☐　他の評価に該当しない</td><td>☐　　やや劣っている</td><td>☐　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
☐　材料の品質規格証明書やミルシートが整備されている。
☐　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
☐　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
☐　コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。
☐　基礎周りの埋戻し時の締固めが適切に行われていることが確認できる。
☐　材料の保管管理が適切に行われ，キズ，塗装のはがれ等損傷が無いことが確認できる。
☐　仕様書に定められた品質管理が実施されていることが確認できる。
☐　遊具のボルト，ナット等の締付けが十分であることが確認できる。
☐　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>ばらつきで</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td>判断不可能</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評
価
値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（9）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	遊具設置工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 部材表面に傷，錆，変色及び補修箇所が無い。 □ 基礎周りの埋戻し・締め固めが入念に施工されている。 □ 各部材の連結が適切に処理，管理され，遊具のボルト・ナット等の締付けが十分である。 □ 遊具の安全領域に配慮された施工となっている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		（評価対象項目は下記）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

- □　防護柵設置要綱，視線誘導標設置基準，道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □　防護柵等の床堀りの仕上がり面において，地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □　防護柵等の基礎工の施工にあたって，無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □　防護柵等の支柱の施工にあたって，既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □　基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して，施工していることが確認できる。
- □　防護柵の支柱の根入長が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　防護柵の適正な加工が確認できる。
- □　防護柵のボルト，ナット等の締め付けが十分であることが確認できる。
- □　ガードケーブルを支柱に取付ける場合，設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合，打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □　ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が，１０％以下であることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　区画線の厚さがテストピース等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　区画線の施工にあたって，設置路面の水分・泥・砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □　区画線を消去の場合，表示材（塗料）のみの除去となっており，路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □　プライマーの施工にあたって，路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □　区画線の材料が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　安全性に配慮した施工が確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（20）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% 【防護柵（網），標識等設置工】 □ 支柱基礎及び埋め戻しが入念に施工されている。 □ 支柱の通り及びたてりが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷，錆及び変色が無い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 設置位置，向き，角度に配慮がある。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 【区画線設置工】 □ 通りが良い。 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 【共通】 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">電線共同溝工事</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□　指定材料の規格が，品質を証明する書類で確認できる。
□　管路の通過試験を行っており，試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□　プラント出荷時・現場到着時・舗設時等において，アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□　特殊部の施工基面の支持力が，均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□　特殊部等の施工において，隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□　埋戻しにおいて，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　舗装の復旧等が適時行われ，路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　管設置において，それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□　必要な漏水・防水対策が行われていることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評
価
値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（11）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	電線共同溝工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 舗装の平坦性が良い。 □ 雨水処理が良く水溜り箇所が無い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 既設舗装等端部処理が良い。 □ マンホール等構造物へのすりつけ等が良い。 □ プレキャストコンクリートブロックの蓋に，がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 管路の割れ，カケが無い。 □ 継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。 □ 管路間の目違い，段差が少ない。 □ 管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況が良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	コンクリート補修工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 仕様書に記載されていない項目について，管理基準等が施工計画書に明記されていることが確認できる。 □ 材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。 □ 施工計画書及び工事写真等において，実施する施工方法の手順が確認できる。 □ ハツリ・ケレンが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 □ 鉄筋の処理が設計図書どおり施工してあることが確認できる。 □ 施工時の気温，温度等の条件が整理記録されている。 □ 接着剤塗布面が乾燥状態であることが確認できる。 □ 接着剤が適正に塗布され，塗り残し，ムラ等が無いことが確認できる。 □ 接着剤が硬化する前に，部材の取付が行われていることが確認できる。 □ 充填材が適性であり，所要量が適正に充填されたことが確認できる。 □ 材料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（12） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	コンクリート補修工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 部材の接着状態が良い。 □ 端部処理が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 漏水が無い。 □ ケレン及びハツリの施工状況が良好である。 □ 細部まできめこまかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
Ⅱ　品質		●評価対象項目　評価値＝ 0.0％ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の老朽及び劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 使用する材料の品質が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 均一な施工及び仕上げが確認できる。 □ 施工表面に乱れがないことが確認できる。 □ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ その他（理由：　) ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b’ 評価値が60％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。 ③ 評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（10） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 施工表面の状態が良い。 □ 既設構造物との取り合いが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 細部の仕上げ及び取り合いが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">維持修繕や小規模な付属構造物工事等</td><td>□　優れている</td><td>□　ｂより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　ｃより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0％
□　材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。
□　施工基面が平滑に仕上げられている。
□　施工基面の床堀が適切に行われ，必要以上に深く掘削する等基面を乱すこと無く施工していることが確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　盛土・埋戻し方法が適切で転圧状況が良好であることが確認できる。
□　材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。
□　ブロック積，石積(張)，法枠，かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が，裏込材の吸出しが無いように行っていることが確認できる。
□　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□　側溝工等の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切であることが確認できる。
□　インバートが適切に施工されていることが確認できる。
□　路床・路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□　施工に先立ち，突き固め試験，密度試験を行い，適切に管理されていることが確認できる。
□　アスファルト混合物の温度管理が適切に行われていることが確認できる。
□　アスファルト舗装において適切な温度管理のもと交通開放が行われていることが確認できる。
□　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・a’
評価値が70％以上80％未満・・・b
評価値が60％以上70％未満・・・b’
評価値が60％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（19）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅲ　出来ばえ</td><td rowspan="2">維持修繕や小規模な付属構造物工事等</td><td>□　　優れている</td><td>□　　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　評価値=0.0%
□ 二次製品等材料に細心の注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 構造物とのすりつけが良い。
□ 仕戻し(小口部)が適切に施工されている。
□ 公共物としての安全性，環境及び維持管理への配慮が良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
評価値が75%以上・・・・・・・a
評価値が50%以上75%未満・・・b
評価値が25%以上50%未満・・・c
評価値が25%未満・・・・・・・d
なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	維持修繕工事（清掃工，除草工，付属物工，応急処理等）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □　使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　構造物の劣化状況を良く把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □　監督員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □　均一な施工及び仕上げが確認できる。 □　施工表面に乱れが無いことが確認できる。 □　緊急的な作業において，迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □　現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（10） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　　種</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅲ　出来ばえ</td><td rowspan="2">維持修繕工事（清掃工，除草工，付属物工，応急処理等）</td><td>□　　優れている</td><td>□　　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　評価値=0.0%
□ 構造物の表面状態が良い。
□ 構造物の通りが良い。
□ 細部まできめ細かな施工がなされ，仕上げが良い。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 公共物としての安全性，環境，維持管理への配慮が良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
評価値が75%以上・・・・・・・a
評価値が50%以上75%未満・・・b
評価値が25%以上50%未満・・・c
評価値が25%未満・・・・・・・d
なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">建築工事（新築）</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
【躯体工事】
□　品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□　材料の品質証明が適切である。
□　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分の写真記録が適切である。
□　その他（理由：
）

【仕上工事】
□　品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□　材料の品質証明が適切である。
□　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　その他（理由：
）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（13）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	建築工事（新築）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ きめ細かな施工がなされ，取合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 □ 関連工事との調整がなされ，全体に調和が良い仕上である。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する調和が適切である。 □ 仕上がりの状態が良好であり，色調が均一で色ムラ等が無い。 □ 外構を含め全体的な美観が良好である。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ Ⅱ　品質	建築工事（改修）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 品質管理方法が明確である。 □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ 材料の品質証明が適切である。 □ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 品質・形状が適切で良好な施工である。 □ 不可視部分の写真記録が適切である。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（7） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	建築工事（改修）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　　評価値=0.0% □ きめ細かな施工がなされ，取合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 □ 既存部分や関連工事との調整がなされ，全体に調和が良い仕上である。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する調和が適切である。 □ 仕上がりの状態が良好である。 ●判断基準 評価値が75％以上・・・・・・・ａ 評価値が50％以上75％未満・・・ｂ 評価値が25％以上50％未満・・・ｃ 評価値が25％未満・・・・・・・ｄ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">機械設備工事</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□ 材料，部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。
□ 設備の機能及び性能が，承諾図書のとおり確保され，品質の確認ができる。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い，承諾図書として提出していることが確認できる。
□ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され，品質の確認ができる。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ 操作制御設備について，操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性に優れていることが確認できる。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について，試験書類を整理し品質の確認ができる。
□ 小配管，電気配線，配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について，まとめていることが確認できる。
□ 付属品の納品・保管等が不足無く行われていることが確認できる。
□ 設備の構造や機器の配置が，点検又は交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し，試験成績表にまとめていることが確認できる。
□ ボルト・アンカー等の設置が承諾図書のとおり施工されていることが確認できる。
□ バルブ類の平時の状況を示すラベル等が見やすい状態で表示していることが確認できる。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況を良く把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し，施工方法等についての提案を行う等，積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 名板等を設置し，維持管理時への配慮が行われていることが確認できる。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・ａ
評価値が80％以上90％未満・・・a’
評価値が70％以上80％未満・・・b
評価値が60％以上70％未満・・・b’
評価値が60％未満・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（22）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅲ　出来ばえ</td><td rowspan="2">機械設備工事</td><td>□　　優れている</td><td>□　　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　　評価値=0.0%
□ 主設備，関連設備及び操作・制御設備が全体的に統制されており，運転操作性が良い。
□ きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□ 土木構造物，既設設備等とのすりつけが良い。
□ 溶接，塗装，組立等にあたって，細部において配慮がされ，キズ等が無い。
□ メンテナンスが容易に行えるよう施工に関して配慮されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
評価値が75%以上・・・・・・・・a
評価値が50%以上75%未満・・・b
評価値が25%以上50%未満・・・c
評価値が25%未満・・・・・・・d
なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　種</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">機械設備工事（営繕）</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□ 機材の品質が，承諾図等により確認でき，設計図書を満足していることが確認できる。
□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が，適切であることが確認できる。
□ 機材の品質確認記録の内容が，適切であることが確認できる。
□ 施工の品質が，適切であり，設計図書を満足していることが確認できる。
□ 施工の品質が，試験や検査等の結果の記録により，優れていることが確認できる。
□ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり，記録の内容が，設計図書を満足していることが確認できる。
□ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
□ 不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録により確認できる。
□ 中間検査等での工夫や良好な施工の品質が，継続して確認できる。
□ 運転・点検上の表示及び危険箇所等の表示等が明確で解りやすい。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（11）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	機械設備工事（営繕）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ，調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして，運転状態が正常であり，性能が優れている。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　　種</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">電気設備工事</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質，機能及び性能が設計図書を満足して，成績書にまとめられていることが確認できる。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性に優れていることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続等の作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□　設備の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足しているとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験等で確認していることが確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認きる。
□　設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□　改修工事の場合，設備の機能が確保できるよう，既存構造物のコンクリート強度等の確認等を行っている。
□　設備の設置・接合等について，耐震又は耐火性能等を確認し施工している。
□　他工事との関連部分の調整が行われており，運転時（回転・高温等）に配慮されている。
□　品質計画による品質管理記録が整備され適切であることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・a’
評価値が70％以上80％未満・・・b
評価値が60％以上70％未満・・・b’
評価値が60％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（17）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	電気設備工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 主設備，関連設備及び操作・制御設備が全体的に統制されており，運転操作性が良い。 □ きめ細やかな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 建築電気設備としての高い品質・性能が確保されている。 □ 公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 使用者に対する使い勝手への配慮が適切である。 □ 構造物（躯体），既設設備等とのすりつけが良い。 □ 動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作，保守点検，部品交換等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 製作上の補修痕跡が無い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	電気設備工事（営繕）	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 機材の品質が，承諾図等により確認でき，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が，適切であることが確認できる。 □ 機材の品質確認記録の内容が，適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が，分かりやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が，適切であり，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の品質が，試験や検査等の結果の記録により，優れていることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり，記録の内容が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ 不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録により確認できる。 □ 中間検査等での工夫や良好な施工の品質が，継続して確認できる。 □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b’ 評価値が60％未満・・・・・・・c ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（12） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	電気設備工事（営繕）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ，調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして，運転状態が正常であり，性能が優れている。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ その他（理由：　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">通信設備工事・
受変電設備工事等</td><td>□　優れている</td><td>□　ｂより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　ｃより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0％
□ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ 材料及び構成部品の品質及び形状について，設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ 材料の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設備，機器の品質，機能及び性能が，成績等で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続等の作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ 完成図書において，設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 完成図書において，単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 設備全体及び各機器において，設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ メンテナンスが容易に行えるよう，管理資料が作成されている。
□ 改修工事の場合，設備の機能が確保できるよう，既存構造物のコンクリート強度等の確認等を行っている。
□ 設備の設置・接合等について，耐震又は耐火性能等を確認し施工している。
□ 他工事との関連部分の調整が行われており，運転時（回転・高温等）に配慮されている。
□ 機器等の運転能力・維持管理性・操作性等の検討・確認を行い，提案を行っている。
□ 材料の仕様が材料承認，出荷証明等により確認ができる。
□ 品質計画による品質管理記録が整備され，適切であることが確認できる。
□ 機器運転の試験結果がまとめられており，要求性能が確保されていることが確認できる。
□ 工事写真，施工記録等において，設計図書を満足していることが確認できる。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・a’
評価値が70％以上80％未満・・・b
評価値が60％以上70％未満・・・b’
評価値が60％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（22）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	通信設備工事・ 受変電設備工事等	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 主設備，関連設備及び操作・制御設備が全体的に統制されており，運転操作性が良い。 □ 公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能及び運用性が良い。 □ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され，総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 操作，保守点検，部品交換等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 溶接，塗装，組立等にあたって，細部において配慮がされ，キズ等が無い。 □ メンテナンスが容易に行えるよう施工に関して配慮されている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	上水道工事 （管布設工，開削工）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □　仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □　管材や埋め戻し材料等が適正であり，写真及び品質規格証明書等が整備されていることが確認できる。 □　掘削面を必要以上に深く掘削すること無く，施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。又，転石があれば除去していることが確認できる。 □　仮設工（山留工・支保工等）の施工が適切に行われていることが確認できる。 □　埋戻し方法が適切で転圧状況が良好であることが確認できる。 □　材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 □　管内への土砂等侵入防止対策が施されていることが確認できる。 □　継ぎ手部の接合（挿入長・締め付けトルク・融着手順等）が適正に行われ，写真，チェックシート等を整備していることが確認できる。 □　切管部が規定どおり加工され，離脱防止金具等が規定どおり設置されていることが確認できる。 □　管明示テープ，ポリスリーブ等が規定どおり施工されていることが確認できる。 □　埋設シートが規定どおり施工されていることが確認できる。 □　他の埋設物等との離隔が確保されていることが確認できる。 □　弁，栓類が規定どおり施工されていることが確認でき，BOX類も適切に施工されている。 □　水圧試験により規定の水密性が確保されていることが確認できる。 □　路面の仮復旧が日々良好に行われていることが確認できる。 □　その他（理由：　　） 【コンクリート工の施工がある場合】 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　その他（理由：　　）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【薬液注入工の施工がある場合】

☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。

☐ 薬液注入圧力と注入量の管理が適正に行われている。

☐ 注入材料について搬入量，残数量により使用量の確認ができる。

☐ 注入効果の確認ができる。

☐ 薬液注入による影響を防止するための水質調査等を適切に行うなど監視体制が確立されている。

☐ その他（理由：　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（26）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	上水道工事 （管布設工，開削工）	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値=0.0% □ 管の通りが良い。 □ 弁，栓類の設置位置が適切である。 □ 弁，栓類及び鉄蓋の傾き，ガタツキが無い。 □ 弁，栓類の操作，維持管理に支障が無い。 □ 舗装の平坦性が良く，マンホール蓋等へのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	下水道工事（開削工）	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
Ⅱ　品質		●評価対象項目（下記）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

□　管材，埋め戻し材料，マンホール資材等が適正で，写真や品質規格証明書等が整備され，規格，品質が確認できる。

□　材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。

□　仮設工（山留工・支保工等）の施工が適切に行われていることが確認できる。

□　掘削面を必要以上に深く掘削することなく，施工基面が均一に施工されていることが確認できる。

□　基礎砂及び中詰砂が適正な施工が行われていることが確認できる。

□　埋め戻し方法が適切で転圧状況が良好であることが確認できる。

□　管渠の接合（挿入長・接合材料・接合手順等）が適正に行われていることが確認できる。

□　管の通りが良く，水溜りが無いことが確認できる。

□　取付管施工において，適正な施工が行われていることが確認できる。

□　インバートが適切に施工されている。

□　マンホールの施工（組立接合・ステップ・副管・蓋等）が適切に行われていることが確認できる。

□　路面の仮復旧が日々良好に行われていることが確認できる。

□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【薬液注入工の施工がある場合】

□　材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。

□　薬液注入（圧力，注入量，ゲルタイム，比重，注入時間等）の管理が適正に行われていることが確認できる。

□　注入材料について搬入量，残数量により使用量(入荷・空袋・空缶確認)の確認ができる。

□　注入効果の確認(フェノールフタレイン反応や土質試験等)が行われていることが確認できる。

□　薬液注入による影響を防止するための水質調査について，位置・時期・方法を協議の上，監視体制が確立されていることが確認できる。

□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（19）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	下水道工事（開削工）	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　評価値=0.0% □ 管渠の通りが良く，水溜まりが無い。 □ 管渠内の清掃状況が良好である。 □ マンホールと管渠の接続部の仕上げが良い。 □ インバートの仕上げが良い。 □ マンホール内の仕上げが良く，漏水及び侵入水が無い。 □ マンホール蓋に汚れ，錆等が付着していない。 □ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	上下水道工事 （推進工・シールド工）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【共通】 □ 管材，埋め戻し材料，マンホール資材等が適正で，写真や品質規格証明書等が整備され，規格，品質が確認できる。 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 掘削面を必要以上に深く掘削する等，基礎地盤を乱さず適正に管理されていることが確認できる。（ケーシング立坑等水中掘削を伴うものは除く） □ 仮設工（矢板・ケーシング・ライナープレート等）の施工が適切(施工計画との整合，地山との隙間処理〔裏込め等〕）に行われていることが確認できる。 □ 使用機器の較正（キャリブレーション）が定期的に行われていることが確認できる。 □ 掘削土量と推進量のバランスが適切であることが確認できる。 □ 管渠の基準高，水平変位が日々管理されており，異常値が無いことが確認できる。 □ スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーを適切に配置し，鉄筋の被りを確保している。 □ 裏込め注入材が適正であり，適切な配合のもと，計画注入量，注入圧等を管理していることが確認できる。 □ 掘進路線上に沈下測定点を設け，一定期間（掘進前，中，後）定期的に計測し，沈下が無いことを確認している。 □ 漏水防止工が適切に行われていることが確認できる。 □ 埋め戻し方法が適切で転圧状況が良好であることが確認できる。 □ マンホールの施工（組立接合・ステップ・副管・蓋等）が適切に行われていることが確認できる。 □ インバートが適切に施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【推進工】

□ 鋼製及びSUSカラー，ゴム輪等の継ぎ手材料が適正で，かつ適切に施工されていることが確認できる。（ＴＶカメラ調査結果も含む。）

□ 管材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。

□ 止水器が適切に設置されていることが確認できる。

□ 推進機の機能が土質に適合し，推進力のチェック等が行われており，かつ安全であることが確認できる。

□ 推進滑材・掘削添加材の材料及び数量が適正であることが確認できる。

□ 管渠の接合（挿入長・接合材料・接合手順等）が適正に行われていることが確認できる。

□ 鞘管方式の場合，本管据付に係るスペーサーの配置等が適正であり，中込材が適切な配合のもと完全に充填されたことが確認できる。

□ その他（理由：　　　　）

【シールド工】

□ セグメントの規格，品質等が品質証明書（検査証明書）で確認できる。

□ 立坑基礎地盤面の地耐力試験が行われており，管理が適正に行われていることが確認できる。

□ シールド機の機能が土質や施工条件に適合し，かつ掘進力のチェックなどが行われており，安全であることが確認できる。

□ 一次覆工時におけるシール材の貼付，セグメントの組み立てが適切に行われていることが確認できる。

□ 二次覆工時における型枠（セントル）の組み立てが適切に行われていることが確認できる。

□ その他（理由：　　　　）

【薬液注入工の施工がある場合】

□ 材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。

□ 薬液注入（圧力，注入量，ゲルタイム，比重，注入時間等）の管理が適正に行われていることが確認できる。

□ 注入材料について搬入量，残数量により使用量(入荷・空袋・空缶確認)の確認ができる。

□ 注入効果の確認(フェノールフタレイン反応や土質試験等)が行われていることが確認できる。

□ 薬液注入による影響を防止するための水質調査について，位置・時期・方法を協議の上，監視体制が確立されていることが確認できる。

□ その他（理由：　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（42）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	上下水道工事 （推進工・シールド工）	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　評価値=0.0% □ 漏水が無い。 □ 管の通りが良い。 □ マンホールに破損，クラックが無い。 □ マンホール天端と路面のすりつけが良い。 □ マンホール内の仕上げが良い。 □ インバートの仕上げが良い。 □ マンホール蓋に汚れ，錆等が付着していない。 □ 全体的な美観が良い。 ※推進工事又はシールド工事と同時施工の場合，総合的に判断する。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	下水道工事（圧送管）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 材料の品質が，証明書類で確認できる。 □ 施工基面の均一な施工が確認できる。 □ 一層あたりの巻出し厚を管理し，締固めが適切にされていることが確認できる。 □ 管埋設に転石木片等の異物が無いことが確認できる。 □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 □ 吊り込み時，据付時等，二次製品の品質に影響無く適切に施工していることが確認できる。 □ 管切断が直角であり切断面の処理が適正に行われていることが確認できる。 □ 挿入標線の確認，融着及び冷却が適正に行われている。 □ 融着完了の確認がなされている。 □ 薬液注入材が適正であり適切に注入されたことが確認できる。 □ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前に行っていることが確認できる。 □ 水圧試験，真空試験等が適切に行われていることが確認できる。 □ X線による試験を行った場合の異常が無い。 □ 配管接合作業が継手チェックリストにより適切に管理されている。 □ その他（理由：　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（15）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	下水道工事（圧送管）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 管路の施工が良い。 □ 空気井等の設置位置が適切である。 □ マンホールの管口の接続が良い。 □ 舗装の平坦性が良く，人孔蓋及び他の構造物等へのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75％以上・・・・・・・a 評価値が50％以上75％未満・・・b 評価値が25％以上50％未満・・・c 評価値が25％未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">下水道工事
（ﾏﾝﾎｰﾙ修繕工・改築工）</td><td>□　優れている</td><td>□　bより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　cより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□ アンカーの削孔深さは，承諾図書のとおり施工されていることが確認できる。
□ 無収縮モルタルの配合は，施工計画書のとおり行われていることが確認できる。
□ アスファルト補修材の配合は，施工計画書のとおり行われていることが確認できる。
□ 無収縮モルタルの硬化後に，アスファルト補修の施工が行われていることが確認できる。
□ 無収縮モルタル，アスファルト補修材の配合時及び施工時の天候・温度管理記録が整理されていることが確認できる。
□ 無収縮モルタル，アスファルト補修材が所定強度を満たしていることが確認できる。
□ アスファルト補修材の材料が均等に混ざり，部分的な施工不良が生じていないことが確認できる。
□ 使用材料の空缶・空袋管理が写真等で確認できる。
□ 掘削土砂が，マンホール内に崩落しない措置がとられていることが確認できる。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（10）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	下水道工事 （ﾏﾝﾎｰﾙ修繕工・改築工）	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　評価値=0.0% □ マンホール内に落下した土砂・コンクリート殻等が適切に撤去されている。 □ マンホール内・蓋の清掃が行われている。 □ マンホール蓋のがたつきが無い。 □ 既設舗装及びマンホール蓋等への舗装すりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">下水道工事（管渠更生工）</td><td>□　優れている</td><td>□　ｂより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　ｃより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□ 既設管の劣化状況を事前調査し，事前処理を的確に行っていることが確認できる。
□ 材料挿入速度を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる。【熱硬化，光硬化，熱形成】
□ 硬化時に圧力，温度，時間，電源を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる。【熱硬化，光硬化】
□ 反転時，拡径時に圧力を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる。【熱硬化，光硬化】
□ 冷却養生時に温度，時間，圧力を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる。【熱硬化，光硬化，熱形成】
□ 蒸気加熱時に圧力，温度，時間を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる。【熱形成】
□ 拡径及び冷却時の圧力，時間を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる【熱形成】
□ かん合継手部分の状態を管理し，適正に施工していることが確認できる。【製管】
□ 充填材（裏込材）の性状，注入圧力，注入量等を適正に管理し，データシート等を整備していることが確認できる。【製管】
□ 材料の端部や接合部の処理，強度，水密性が適切である。
□ 現場試験片及びテストピースにより，硬化確認ができる。
□ 材料の品質が証明書等で確認できる。
□ 材料が適正に保管されていることが確認できる。
□ 使用材料の空袋・空缶が写真及び伝票等で確認できる。
□ 耐震性能が証明書等で確認できる。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評
価
値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（16）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	下水道工事（管渠更生工）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 内面仕上げの状態が良い。 □ マンホール管口処理の状態が良い。 □ 取付け管口処理の状態が良い。 □ 継手と更生管とのすりつけ状態が良い。 □ かん合の状態が良い。 □ マンホール周辺の清掃等が実施されている。 □ 管渠の通りが良く，水溜りが無い。 □ しわの発生が無い。（既設管の形状に起因する場合を除く。） □ 既設の管・マンホールと更生部材との隙間充填が良好である。 □ 管やマンホール内の仕上げが良く漏水が無い。 □ ステップの設置状況・通りが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	水管橋工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		（下記参照）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

- □　仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- □　溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　鋼材のボルト締め付け確認が実施され，適切に記録管理されている。
- □　鋼材の溶接管理，塗装管理が規定どおり実施され，内容が確認でき，欠陥なく満足している。
- □　塗装の塗り残し，ムラ等が無く，均一性が良い。
- □　据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【コンクリート工の施工がある場合】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。）
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（12）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	水管橋工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 表面に傷，錆，補修個所が無い。 □ 弁，栓類の傾き，がたつきが無い。 □ 溶接，塗装，組立の均一性が良い。 □ 管の通りが良い。 □ コンクリート構造物の肌が良い。 □ クラックが無く，天端仕上げ，端部仕上げが良い。 □ 漏水が無い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">管水路工事</td><td>☐　優れている</td><td>☐　bより優れている</td><td>☐　やや優れている</td><td>☐　cより優れている</td><td>☐　他の評価に該当しない</td><td>☐　やや劣っている</td><td>☐　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。
☐ 中心線の通りが良い。
☐ 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。
☐ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。
☐ 地盤面，基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。
☐ 管の吊り込み，据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－4参照。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（8）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	管水路工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 管の通りが良い。 □ 管内面塗装に補修痕等が無い。 □ 小構造物にも細心の注意が払われている。 □ 漏水が無い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ Ⅱ　品質	函渠工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □　施工基面の支持地盤の強度確認を行っている。 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □　コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。 □　鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □　コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。 □　二次製品が適切に保管されていることが確認できる。 □　吊り込みや据付時等，二次製品の品質に影響無く，適切に施工していることが確認できる。 □　縦締めＰＣ鋼棒の緊張力の確認を行って，グラウト注入を施工していることが確認できる。 □　継ぎ目部の目地が適切に施工されていることが確認できる。 □　呑み口，吐け口，集水桝等の取付けコンクリートが適切に施工されている。 □　有害なクラックが無い。 □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－4参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（21）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び
出来ばえ

Ⅲ　出来ばえ</td><td rowspan="2">函渠工事</td><td>□　　優れている</td><td>□　　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目　　　　　評価値=0.0%
□ 構造物の通りが良い。
□ 材料の連結・かみ合わせが良い。
□ 天端及び端部の仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 舗装の平坦性が良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
評価値が75%以上・・・・・・・・a
評価値が50%以上75%未満・・・b
評価値が25%以上50%未満・・・c
評価値が25%未満・・・・・・・・d
なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	二次製品構造物工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【共　通】 □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □　材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。 □　ＪＩＳ規格外品について，仕様書で規定する規格，品質を満足している。 □　基礎地盤の整形，清掃，湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 □　二次製品の保管，吊り込み，据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 □　土留め，ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 □　施工基面が平滑に仕上られていることが確認できる。 □　施工基面の床堀が適切に行われ，必要以上に深く掘削する等，基面を乱すことなく施工していることが確認できる。 □　材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 □　緊張等の管理が行われていることが確認できる。 □　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が適切であることが確認できる。 □　支持地盤の確認ができる資料が確認できる。 □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　） 【擁壁類（補強土擁壁は除く）】 □　裏込め材，胴込めコンクリートの充填・締固めが充分で空隙が生じていないことが確認できる。 □　基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥が無い。 □　材料のかみ合わせ又は，連結が適切で，裏込め材の吸出しの恐れが無いことが確認できる。 □　ブロック工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切であることが確認できる。 □　端部における地山とのすりつけが適切である。 □　丁張りを２重，３重に設ける等，法勾配，裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。 □　コンクリート板擁壁工の施工にあたり，ソイルコンクリートの配合，練混ぜ，打込み，締固め及び養生が適切に行われている。 □　ブロック（環境・緑化）の壁体重量を計測していることが確認できる。 □　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □　有害なクラックが無い。 □　その他（理由：　　　　　　　　　　　　）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【用排水施設】

□ 位置，方向，高さ，勾配等について前後の施設又は地形になじみ良く施工されている。

□ 不等沈下防止に配慮して，基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。

□ 呑口，吐口，集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥が無い。

□ 施設の流末は浸食，滞留等が生じないよう処理されている。

□ 不等沈下の発生が無く，基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。

□ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。

□ 製品周辺の盛土，埋戻土の施工にあたり，巻出し，転圧が適切に施工されている。

□ 製品の継目部には隙間，ズレが無く，適切に施工されている。

□ その他（理由：
）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（33）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	二次製品構造物工事	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　評価値=0.0% □ 二次製品等材料に細心の注意が払われている。 □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い。または，クラックが無い。 □ 天端，端部の仕上が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 漏水が無い。 □ 土工の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">補強土壁工事
（ジオテキスタイル）</td><td>□　優れている</td><td>□　ｂより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　ｃより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□　盛土材料の土質が適正である。
□　材料の品質規格証明書が整備されている。
□　施工基面の床掘りが適切に行われ，必要以上に深く掘削する等，基面を乱すことなく施工していることが確認できる。
□　支持地盤の確認できる資料がある。
□　施工面が平滑に仕上げられている。
□　補強材が適性に配置されているのが確認できる。
□　ジオグリッドの曲線部の処理が適切である。
□　盛土材料の締固め管理が適正に行われており，締固め度が確認できる資料がある。
□　盛土材料毎の含水比が管理値を満足していることが確認できる。
□　フィルター工，ドレーン工等の施行が適正に行われていることが確認できる。
□　のり面が植生工の場合，のり面より最低２０cmは良質土としている。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（12）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	補強土壁工事 （ジオテキスタイル）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 二次製品等材料に細心の注意が払われている。 □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い。または クラックが無い。 □ 天端，端部の仕上げ等が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	解体工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □　工事写真，施工記録等において，仕様書等の注意事項が守られていることが確認できる。 □　解体機械が転倒しないような対策が行われていることが確認できる。 □　解体作業手順が施工計画書に基づいて安全に行われていることが確認できる。 □　振動，騒音，埃及び交通安全等の対策を講じる等，隣接する住居等への配慮がされていることが確認できる。 □　解体状況が良いことが写真等により判断できる。 □　分別，再資源化状況がわかり，適正に管理されていることが確認できる。 □　マニフェストの整理状況が良く，廃棄物及び発生材の処理が適正であることが確認できる。 □　石綿の飛散防止対策(作業実施の届出，作業基準の遵守等規制措置)の徹底と実施内容を掲示していることが確認できる。 □　その他（理由：　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（9） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	解体工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 隣接する住居等に配慮し，周辺施設に破損が無い，又は補修対応している。 □ 解体後の敷地が良好で，雨水排水等にきめ細かな配慮がなされている。 □ 解体後の残存物が無く，解体後の状態が良好である。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75％以上・・・・・・・a 評価値が50％以上75％未満・・・b 評価値が25％以上50％未満・・・c 評価値が25％未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	仮設工工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0％ □　仮設材にそり，ゆがみ，傷が無い。 □　仮設材の組立・設置が確実になされ，かつ点検も行われている。 □　周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。 □　施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 □　排水を考慮し，良好な床付け面を確保している。 □　その他（理由：　　　　　　　　　　）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（6）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	仮設工工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 鋼矢板・親杭の通りが良い。 □ 覆工板にガタツキが無い。 □ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分が無い。 □ 床付け面の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	ほ場整備工事	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
Ⅱ 品質		（a～cの評価対象項目は下記）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

【整地工】

□ 整地工における作業工程が施工計画書のとおり実施されていることが確認できる。

□ 汚濁防止施設が目的どおり施工されたことが確認できる。

□ 法面に有害な亀裂が無い。

□ 田面，畦畔及び道路盛土等の締固が十分に行われており，不等沈下が無い。

□ 暗渠排水の位置，深さ，延長が設計どおりである。

□ 法面勾配が設計どおりである。

□ 田面に片寄りが無く均平に仕上げられている（基盤面及び表土面）。

□ 表土が均一に施工されており，厚みの確認，雑物等の混入がないことが確認できる。

□ 捕水渠の延長，型式が設計どおりであり，排水勾配が適切である。

□ 石礫，根株等が適切に除去されている。（基盤面及び表土面）。

□ ほ場に不耕起箇所が無いことが確認できる。

【水路工】

□ 材料が設計図書の仕様を満足しており，品質が証明書類で確認できる。

□ 材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。

□ コンクリート二次製品納品時の外観等確認記録簿が整理されている。

□ 取水口，落水口が取排水に支障の無いよう設置されている。（位置，高さ等）

□ 用水路・排水路の布設が設計どおりである。（勾配，高さ，既設接続等）

□ 構造物の施工基面が平滑に仕上げられている。

□ 重要構造物（ボックスカルバート，橋台等）支持地盤の確認できる資料がある。

□ 構造物周りの入念な埋め戻し状況が確認できる。

□ 構造物の接合が適切で入念な仕上げが確認できる。

□ 構造物に有害なクラックが無い。

□ その他（理由：

)

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（22）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	ほ場整備工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 田面，畦畔の仕上げが良好である。 □ 湧水に対しての対策が適切になされている。 □ 構造物の通りが良い。 □ 田面高が均一である。 □ 構造物からの漏水がほとんど無い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	ため池整備工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【共通】 □ 材料が設計図書の仕様を満足しており，品質が証明書類で確認できる。 □ 雨水，湧水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 基礎基盤の整形，清掃，湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 □ 刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ，締め固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：　　　） 【築堤工関係】 □ 施工条件に適した締固め等を適切に行っていることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 築堤に伴う管理試験を適切に行い記録が整理されている。 □ 法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。 □ 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 □ 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し，有害物の除去，含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。 □ 堤体に接する構造物周辺の盛土，埋戻土の施工にあたり，コンクリートが所定の強度に達してから施工していることが確認できる。 □ 法面保護等の材料のかみ合せ又裏込材が適切である。 □ 法面に有害な亀裂が無い。 □ その他（理由：　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【取水施設工・洪水吐工関係】

□ 基礎地盤の処理を適切に行っていることが確認できる。

□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。

□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。

□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。

□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

□ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ ゲ―ト等の機能が設計図書との適切性が確認でき，証明書が整備されている。

□ 推進工の方向，角度が適性で施工上の注意事項(仕様書)が守られている。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【ボーリング・グラウト工関係】

□ ボ―リング工の施工上の注意事項(仕様書)が守られている。

□ グラウト工の施工上の注意事項(仕様書)が守られている。

□ ボ―リング・グラウト工の記録等が仕様書に定められている事項が確認できる。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（31）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	ため池整備工事	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値=0.0% 【共通】 □ 仕上げが良い。 □ 天端及び端部の仕上げ等が良い。 □ 漏水，クラックが無い。 □ 止水，漏水対策の修理が適切に行われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 【築堤工関係】 □ 既設構造物等へのすりつけが適切に行われている。 □ 法面保護の材料のかみ合わせが良い，また植生等の状態が均一である。 □ 土取場の整理，残土等は適切に処理されている。 【取水施設工・洪水吐工関係】 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 構造物等にきめ細かな施工がなされている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 操作設備の総合的な機能，運転性能が優れている。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	農地海岸工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　　やや劣っている	□　劣っている
Ⅱ　品質		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【共通】 □ 台風等の異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 □ 工事期間中，1 日1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　） 【基礎捨石・被覆石】 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ 捨石，被覆石等材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □ 捨石，被覆及び根固め石が緩みの無いよう堅固に施工され，記録により確認できる。 □ 航行船舶及び一般船に影響の無いよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　） 【被覆ブロック】 □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 製作ヤード及び仮置場は平滑に仕上げられている。 □ 有害なクラックが無い。 □ （一般消波）ブロック相互の噛み合せが良く，（異型消波・根固め消波）接合部の段差が無い等，安定した状態で施工され，記録により確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【護岸工】

□ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。

□ 基礎工において，過掘が無く施工していることが確認できる。

□ クラックが無い。

□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。

□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。

□ その他（理由：
）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（31）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	農地海岸工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 石等のかみ合わせが良く，緩みが無い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	港湾築造工事	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【共 通】 □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 航行船舶に影響の無いよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 材料等の品質に異常値が想定される場合，品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 □ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 作業船が十分管理下におかれ，統率されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

		【浚渫・床掘関係】 □ 土砂処分における運搬途中で漏出が無いように施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 土砂処分における土質改良が適切に行われ施工している。 □ 土砂の含水比等に配慮し，土砂の処分，仮置を行っている。 □ 浚渫又は床掘土砂に，かつ大物等が混入していた場合，適正に分別処理され施工している。 □ 土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。 □ 必要以上に余掘を行わない等，精度良く浚渫することで，土砂処分量の縮減に努めた。 □ 潮位及び潮流，波浪等の状況を十分把握して施工されている。 □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 土捨場土量に制約がある場合，適切な土量で，許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 □ 土捨場に制約が無く，深掘しても周辺構造物に影響が無い場合，今後の埋没も考慮し，深く平坦に仕上がっている。 □ 土質に対して，適正な船舶，機械を使用し，周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で，作業日数短縮等も含む） □ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して，漏出が無いように施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床掘工において，作業現場の土質条件，海象条件，周辺海域の利用状況等を考慮して，効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 □ 土砂運搬において，施工の効率，周辺海域の利用状況を考慮して，土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 □ 床掘工において，底面の地層確認を行なっている。 □ 床掘工において，底面，法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合，置換材と同等以上の材料で埋戻しを行っていることが確認できる。 □ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □ 砲弾等の爆発物が発見された場合，関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　） 【地盤改良関係】 □ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □ サンドドレーン，砕石ドレーン，サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □ ペーパードレーンが計画深度まで破損無く正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに，打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され，排水効果が維持されていることが確認できる。 □ 深層混合処理の打込記録等から，仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 前記以外の改良工法について，記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　）		

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

		【マット，捨石及び均し関係】 □ 捨石，被覆石等材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □ 捨石，被覆及び根固め石が緩みの無いよう堅固に施工され，記録により確認できる。 □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損が無く施工され，記録により確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 【本体：杭及び矢板，控工関係】 □ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 □ 鋼材の保管にあたり，変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう，適切に処置されていることが確認できる。 □ 杭及び矢板に損傷及び補修痕が無く施工されていることが確認できる。 □ 水平度・鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され，かつ記録が確認できる。 □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け，ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 □ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 【本体：ケーソン据付，ブロック据付関係】 □ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し，仮置作業が所定の位置に異常無く行われていることが確認できる。 □ ケーソン据付に先立ち，気象・海象等を十分調査し，据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損が無く施工されていることが確認できる。 □ コンクリートブロック据付に先立ち，気象・海象等を十分調査し，据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損が無く施工されていることが確認できる。 □ ケーソンえい航に先立ち，気象・海象等を十分調査し，適切な時期を選定されていることが確認できる。 □ ケーソンえい航に先立ち，上蓋，安全ネット又は吊り足場等を設置し，墜落防止の措置を講じていることが確認できる。 □ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。 □ ケーソン仮置き，据付の時期について，仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。 □ 中詰において海上漏出が無いように施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）		

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【コンクリート関係】

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。

□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。

□ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。

□ コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□ コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。

□ スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 有害なクラックが無い。

□ その他（理由：
）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（78）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	港湾築造工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　　評価値=0.0% □ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ クラックが無い。（コンクリート工事が含まれる場合） □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	浚渫工事（河川等）	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □　浚渫工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られていることが確認できる。 □　浚渫土砂が適切に処理されていることが確認できる。 □　構造物周辺において施工する場合，構造物に影響を与えていないことが確認できる。 □　浚渫前，浚渫後の河床高の管理が適切にされ，管理図が整理されていることが確認できる。（土量等計測による確認ができる。） □　漁協，関係機関等への協議が適切に行われたことが記録により確認できる。 □　その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（7） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ	浚渫工事（河川等）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
Ⅲ　出来ばえ		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ きめ細かな施工がなされている。 □ 施工管理記録等から施工の状態が良いことが確認できる。 □ 規定された勾配で施工されている。 □ 浚渫の変化部に緩衝帯等を設け適切に施工されている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	浮函及び連絡橋製作・設置工事(係船杭工事は基礎工事に準じる)	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% 【制作関係】 □ 材料の品質規格証明書が整備されている。 □ 材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。(鉄筋，鋼材ほか) □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 鉄筋（鋼材等）の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーを適切に配置し，鉄筋の被りを確保している。 □ コンクリートのＰコン及び打継ぎ目について外面防水工を施工していることが確認できる。 □ 装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。(緊張及び高力ボルト締付工に関するもの) □ 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。 □ プレストレッシング時のコンクリート強度が適切であることが確認できる。 □ 主要部材の自由縁が規定どおり面取りされている。 □ ボルトの締付け確認が実施され，適切に記録が保管されている。 □ 溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っている。 □ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合を含む。） □ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 気密試験が行われており，適切に施工されていることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

【設置関係】

- □ 浮函の乾舷が設計どおり適切に施工されている。
- □ 浮函・連絡橋の設置位置に対して適切な管理を行っている。
- □ 浮函・連絡橋の管理において，大潮の満潮時及び干潮時に，２潮以上，間隔をあけ測定している。
- □ 係船杭のローラーが浮函との適切な遊間を有してボルトで適切に締付けされている。
- □ 現場溶接が適切に行われていることが確認できる。
- □ 現場塗装が適切に行われていることが確認できる。
- □ 敷鉄板の下に空洞が無く密着して設置されている。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（31）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	浮函及び連絡橋製作・設置工事(係船杭工事は基礎工事に準じる)	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値=0.0% □ 仕上り状態が良く，全体的な美観に優れている。 □ 公共構造物としての安全性，環境及び維持管理への配慮が良い。 □ 表面に補修痕跡等が無い。 □ 製作・設置の細部に渡る配慮が良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">魚礁工
（コンクリート一体打魚礁）</td><td>□　優れている</td><td>□　ｂより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　ｃより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0％
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□　コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。
□　スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●判断基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（15）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	魚礁工 （コンクリート一体打魚礁）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 構造物の表面状態が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 所定の箇所に設置されている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	魚礁工 （コンクリート組立魚礁）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目（下記参照）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0％

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間，運搬方法，打設時の投入高さ，締固時のバイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 材料が設計図書の仕様を満足しており，品質が証明書類で確認できる。
- □ コンクリート打設まで錆・どろ・油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの湿潤養生等の管理が適切に行われていることが確認できる。
- □ スペーサーの寸法，品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ 据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
> ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
> ※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

> ①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
> ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
> ③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（14）
> ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	魚礁工 （コンクリート組立魚礁）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 構造物の表面状態が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 所定の箇所に設置されている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考査項目別運用表

（検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	魚礁工 （鋼製組立魚礁）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値＝ 0.0% □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 材料が設計図書の仕様を満足しており，品質が証明書類で確認できる。 □ 鋼材の種別を，品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 魚礁に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 □ 溶接及び切断の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っている。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（8）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	魚礁工 （鋼製組立魚礁）	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　評価値=0.0% □ 溶接，組立等にあたって，細部において配慮がされ，キズ等が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 所定の箇所に設置されている。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	魚礁工（投石）	□　優れている	□　bより優れている	□　やや優れている	□　cより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。

□ 材料が設計図書の仕様を満足しており，品質が証明書類で確認できる。

□ 投石帯が一様な形状に施工され，これが記録により確認できる。

□ 投石帯設置の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（5）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

d:

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。

e:

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	魚礁工（投石）	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ 所定の箇所に投入されている。 □ 所定の高さまで投入されている。 □ 材料の分布が均一に投入されている。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ

Ⅱ　品質</td><td rowspan="2">その他の工事又は合併工事
<A>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事</td><td>□　優れている</td><td>□　ｂより優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　ｃより優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　）

●判断基準
＜A＞対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
※評価値が90%以上…………a
※評価値が80%以上90%未満…a’
※評価値が70%以上80%未満…b
※評価値が60%以上70%未満…b’
※評価値が60%未満…………c
なお、削除後の評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－3

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	その他の工事又は合併工事 <A>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　評価値=0.0% □ その他（理由：　　　　） □ その他（理由：　　　　） □ その他（理由：　　　　） □ その他（理由：　　　　） □ その他（理由：　　　　） ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし，評価対象項目は最大５項目とする。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質	その他の工事又は合併工事 ＜B＞対象工事がばらつきによる評価が適切な工事	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている

●評価対象項目　　評価値＝ 0.0%

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

d：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，かし担保による修補又は損害賠償請求を行い改善された。

e：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

●判断基準

＜B＞対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（0.0%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（8）
③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

別紙－３

考 査 項 目 別 運 用 表

（検査員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	その他の工事又は合併工事 <B>対象工事がばらつきによる評価が適切な工事	□　　優れている	□　　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　劣っている
		●評価対象項目　　　　評価値=0.0% □ その他（理由：　　　　　　） □ その他（理由：　　　　　　） □ その他（理由：　　　　　　） □ その他（理由：　　　　　　） □ その他（理由：　　　　　　） ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし，評価対象項目は最大５項目とする。 ●判断基準 評価値が75%以上・・・・・・・・a 評価値が50%以上75%未満・・・b 評価値が25%以上50%未満・・・c 評価値が25%未満・・・・・・・・d なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙－４

1　　出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上･下限値がある場合）　　（下限値のみの場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

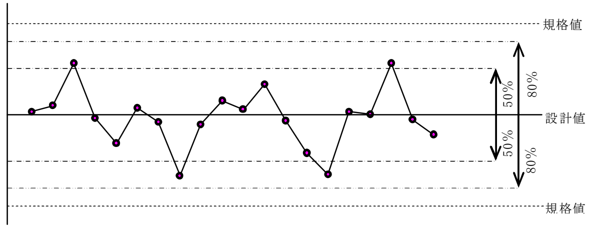

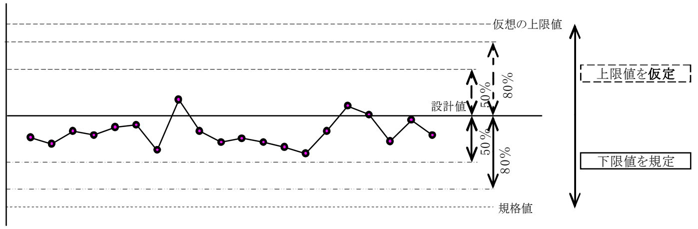

②ばらつきが80％以下と判断できる例

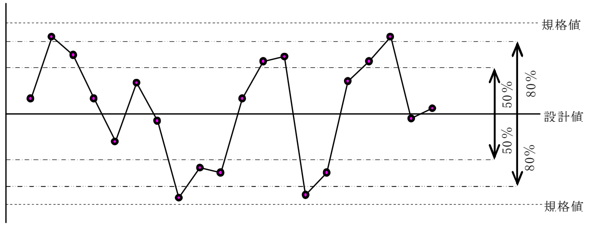

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

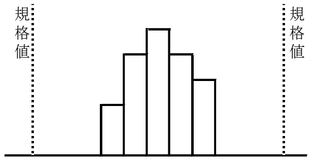

ばらついている

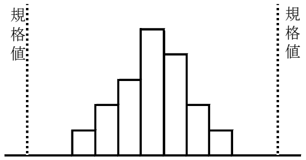

ばらつきが大きい

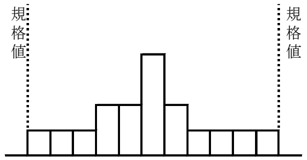

2　多工種複合工事の取り扱い

（１）　主たる工種で評価する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（２）　コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

（３）　評定は「合併工事」欄等を活用する。